

茨城県神栖市寄附申出書（ふるさと納税）

申込日：令和 年 月 日

神 栖 市 長 様

下記のとおり寄附をしたいので申し込みます。

1. あなたの情報

ふりがな			電話番号	
氏 名			携帯電話番号	
			Fax	
住 所	〒			
	メールアドレス			

2. 寄附金額

寄附金額	円
------	---

3. 寄附金の払込方法を1つお選びください。

※クレジットカード決済による払込みは、インターネット申込に限ります。

指定	払込方法
	ゆうちょ銀行の窓口で払込む（後日、払込取扱票を送ります） *全国の郵便局で取扱い可能です。払込手数料は無料です
	市指定の口座にお振込み（振込手数料がかかります） *寄附金の納入は、お申込みと同時に行うのではなく、 <u>当市から振込先のご案内後に納入いただくようお願いします</u>
	現金書留で送金する（この申出書を同封してください） *大変恐れ入りますが、郵送料は寄附者様のご負担となります

4. 寄附金の使い道を1つお選びいただき、右の回答欄に番号をご記入ください。

※指定がない場合は「4 自治体にお任せ」となります。

番号	使い道区分
1	まちづくり・地域振興・産業振興
2	子育て・教育・医療・福祉
3	防災・安全・安心
4	自治体にお任せ

回答

--

5. 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用を希望される場合はご記入ください。

 寄附金税額控除に係る申告特例申請書の送付を希望する（希望する場合は□にチェック）

性別（ 男 ・ 女 ）	生 年 月 日 （ 年 月 日 ）
-------------	-------------------

※後日送付する申請書に記入の上、本人確認書類の写し等と一緒にご返送ください。

2枚目に続きます

6. 返礼品をお選びください。

返礼品一覧をご確認の上、希望される返礼品の番号、寄附金額、名称及び個数をご記入ください。
寄附者が神栖市民の場合は、返礼品をお選びいただくことはできません。

	お礼の品を辞退する (お礼の品の送付を希望しない方は左欄に○印をご記入ください)
--	---

	寄附金額	名称	個数
①	円		
②	円		
③	円		
④	円		
⑤	円		
合 計	円		

※5 つ以上ご希望される場合は、別紙にご記入いただきお送りください (様式はありません)。

※返礼品は事業者から直接送付しますので、寄附いただいた方のご住所、お名前、ご連絡先を事業者に提供しますことをご了承ください。

7. 返礼品のお届け先を別途指定する場合はご記入ください。

	郵便番号	住所	氏名	電話番号
①				
②				
③				
④				
⑤				

8. その他要望等

ご不在日や神栖市への応援メッセージ等があればご記入ください	
-------------------------------	--

送付・問合せ先

神栖市 企画部 政策企画課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991-5

TEL:0299-90-1120 (8:30~17:15 ※年末年始・土日祝を除く)

FAX:0299-90-1112

E-mail:kikaku@city.kamisu.ibaraki.jp

注意事項

◎申し込みについて

- ・寄附の回数制限はありません。
- ・寄附者が神栖市民の場合は、返礼品をお選びいただくことはできません。

◎返礼品について

- ・パンフレットに掲載があっても、パンフレット送付後に在庫切れとなってしまう、返礼品の送付が出来ない場合がございます。その場合は、別途ご連絡いたしますので、ご理解賜りたく存じます。
- ・お申込の返礼品の在庫があることを確認して受付を完了した後の、返礼品の変更はお受けできませんのでご了承ください。
- ・ホームページおよびパンフレットの返礼品の写真はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。
- ・原則、寄附の入金確認後の翌月末までに発送いたします。
例) 6月20日に入金確認できた場合…7月末までに発送 (配達可能時期に限りがあるものを除く)
- ・寄附者都合により、返送になった返礼品については、再度の送付はできません。
- ・未成年の方の酒類のお申し込みはお断りします。
- ・返礼品には、事業者のパンフレット等が同封される場合があります。

◎ふるさと納税ワンストップ特例制度について

寄附を行う際に、寄附先の地方公共団体に申請することにより、確定申告をしなくても寄附金控除が受けられる制度です。

制度の利用を希望する場合は、申出書の項目6番をご記入いただき、後日送付される申請書等をご返送ください(寄附をした年の翌年1月10日必着)。

ただし、この制度が利用できるのは、以下の要件を満たす方に限ります。

- ・ふるさと納税(寄附金)による寄附金控除以外に確定申告書や市民税・県民税申告書を提出する必要がないこと
- ・寄附先(地方公共団体)が5団体以下であること

問合せ先

神栖市 企画部 政策企画課

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5

TEL:0299-90-1120 (8:30~17:15 ※年末年始・土日祝を除く)

FAX:0299-90-1112

E-mail:kikaku@city.kamisu.ibaraki.jp